

長野市ものづくり研究開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市産業の活性化及び発展を目的として、中小企業者等と研究機関又は企業者（以下「研究機関等」という。）との連携を促進し、市内企業の技術力の向上を図るため、中小企業者等が行うものづくり研究開発事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ものづくり研究開発事業 中小企業者等が研究機関等との共同研究により、新材料及び製品の開発並びにその利用又は生産加工に関わる技術を開発する事業をいう。

(2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者

(3) 企業者 個人又は法人の別、資本金の額、従業員の数等を問わず、営利を目的として事業を営む者をいう。

(4) 研究機関 次に掲げるものをいう。

ア 国立大学法人信州大学

イ 独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校

ウ 長野県工業技術総合センター

エ その他市長が適当と認める機関

(5) 共同研究 次に掲げるものをいう。

ア 研究機関等と共同して行う研究に関する契約を締結して行う研究

イ 研究機関等と共同して行う委託研究に関する契約を締結して行う研究

ウ 研究機関等に所属する個人から技術指導を受けて行う研究

エ その他市長が適当と認める研究

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、ものづくり研究開発事業を行う中小企業者等であって、次の各号のいずれかに該当するもの（市税を滞納していない者に限る。）とする。

(1) 市内に事業所又は工場を有する中小企業者等（中小企業者等以外の法人が、当該中小企業者等の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているものを除く。）

(2) 市内に事業所又は工場を有しない中小企業者等であって、共同研究による事業化を市内で進めようとするもの（当該事業に係る事業所又は工場を市内に設置することが明らかに見込まれる場合に限る。）

(3) その他市長が適当と認めるもの

(対象事業)

第4 補助金の対象となるものづくり研究開発事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体等の補助金を受けていない事業
- (2) 研究開発に要する期間が、交付決定日の属する年度の翌年度の3月31日までに終了する事業
(対象経費)

第5 補助金の対象となる経費は、ものづくり研究開発事業に要する経費で別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助率等)

第6 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

3 最初の補助金の交付決定後における第1項の規定の適用については、同項中「200万円」とあるのは、「最初に補助金の交付決定をした額」とする。

(補助金の申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市ものづくり研究開発事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める事業計画書
- (2) 市長が別に定める経費内訳書
- (3) 市税の納付確認に関する同意書

(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市ものづくり研究開発事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 長野市ものづくり研究開発事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市ものづくり研究開発事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める研究結果報告書
- (2) 市長が別に定める支出明細書及び取得財産一覧表

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市ものづくり研究開発事業補助金

交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（財産の管理及び処分）

第11 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用を増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、市長が別に定める期間内に財産（その取得価格又は効用の増加に係る価格が1件当たり50万円以上のものに限る。）の処分をするときは、あらかじめ長野市ものづくり研究開発事業財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（産業財産権に関する届出）

第12 補助事業者は、補助事業により実施した発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権」という。）を補助金の交付決定があった日から当該補助事業の完了の日以後5年を経過した日までの間に出願若しくは取得したとき又は産業財産権を譲渡し若しくは実施権を設定したときは、長野市ものづくり研究開発事業に係る産業財産権出願等届出書（様式第7号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（成果の発表等）

第13 市長は、補助事業者にその研究成果を発表させることがある。

2 市長は、補助事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することがある。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条第1項の規定による出願公開後に行うものとする。

（補助事業終了後の状況報告）

第14 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度の終了後15日以内に、当該補助事業に係る市内における過去1年間の活動状況等について、長野市ものづくり研究開発事業状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（帳簿等の整備）

第15 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第16 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月30日告示第155号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第149号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表（第5関係）

区分		内容
研究により発生する経費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	諸経費	旅費、文献購入費、会議費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、役務費等
研究機関等との連携により発生する経費	共同研究費	研究機関等との連携に要する経費（研究の成果が研究終了後申請者又は研究機関等に帰属することとなるものの経費を除く。）

注 補助対象経費は、設備投資を目的としたものを除き、研究開発に必要な最小限度の経費とする。